ロ　上場会社等に係る各外国投資家（外国法人等又は他の会社等に限る。）が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権（令第二条第十八項に規定する議決権代理行使受任に係る議決権を除く。以下この号において同じ。）の数及び当該外国投資家を同条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数

［号の細分を削る。］

十六　特別非上場会社（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等以外の会社であつて、当該上場会社等以外の会社の株式又は持分を直接に所有するものがいずれも外国法人等又は他の会社等でないものをいう。第四条第一項第二号において同じ。）が行う法第二十六条第二項第一号、第三号から第五号まで、第七号若しくは第八号に掲げる行為又は令第二条第十六項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為

十七　法第二十六条第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる行為のうち、金融商品取引法第二条第八項第六号に掲げる有価証券の引受け（同条第六項第三号に係るものを除く。第四条第一項第三号において同じ。）に該当する行為（これに相当する外国の法令によるものを含む。同号において同じ。）（令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等である場合にあつては、当該行為により取得した株式の議決権の行使を行わないものに限る。）

十八　特定非上場会社（令第三条第一項第二号に規定する特定非上場会社をいう。以下この号及び次号において同じ。）の議決権に係る議決権代理行使受任（令第二条第十六項第四号に掲げる議決権代理行使受任をいう。以下この項において同じ。）をしていた法人又は特定非上場会社の議決権に係る議決権代理行使委任（同項第六号に掲げる議決権代理行使委任をいう。以下この項において同じ。）に係る受任をした法人の合併により合併後存続する法人又は新たに設立される法人が当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任に係る契約を承継する場合における当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任

十九　［略］

二十　非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任（当該議決権代理行使受任の後における当該議決権代理行使受任をするものの保有等非上場会社議決権数（直接に保有する非上場会社の議決権の数と議決権代理行使受任（令第二条第十六項第四号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数をいう。以下この号において同じ。）と当該議決権代理行使受任をするものを令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同

ロ　当該上場会社等に係る各運用者（令第二条第九項第三号ロ⑴に規定する運用者をいう。）（外国法人等又は他の会社に限る。）がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数と当該運用者の密接関係者（同号ロ⑴に規定する運用者の密接関係者をいう。）がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数とを合計した株式の数

ハ　当該上場会社等に係る各外国投資家（法第二十六条第一項に規定する外国投資家をいう。以下この号及び第六項において同じ。）（外国法人等又は他の会社に限る。）の保有等議決権数（令第三条第一項第六号ハに規定する保有等議決権数をいう。以下この号において同じ。）と当該外国投資家を令第二条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の保有等議決権数とを合計した純議決権数（同条第九項第三号ロ⑵に規定する純議決権数をいう。第十二号及び第七条第二項第二号において同じ。）

八　特別非上場会社（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等以外の会社であつて、当該上場会社等以外の会社の株式又は持分を直接に所有するものがいずれも外国法人等又は令第二条第一項に規定する他の会社（令第三条第一項第六号に規定する特定上場会社等を除く。）でないものをいう。次条第二項第二号において同じ。）が行う法第二十六条第二項第一号、第三号、第四号若しくは第六号に掲げる行為又は令第二条第九項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為

九　法第二十六条第二項第三号又は令第二条第九項第四号に掲げる行為のうち、金融商品取引法第二条第八項第六号に掲げる有価証券の引受け（同条第六項第三号に係るものを除く。）に該当する行為（これに相当する外国の法令によるものを含む。）（令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等である場合にあつては、当該行為により取得した株式の議決権の行使を行わないものに限る。）

十　特定非上場会社（令第三条第一項第二号に規定する特定非上場会社をいう。以下この号及び次号において同じ。）の議決権に係る議決権代理行使受任（令第二条第九項第五号に規定する議決権代理行使受任をいう。以下同じ。）をしていた法人又は特定非上場会社の議決権に係る議決権代理行使委任（同項第六号に規定する議決権代理行使委任をいう。以下この項において同じ。）に係る受任をした法人の合併により合併後存続する法人又は新たに設立される法人が当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任に係る契約を承継する場合における当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任

十一　［同上］

十二　非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任（当該議決権代理行使受任の後における当該議決権代理行使受任をするものの保有等非上場会社議決権数（直接に保有する非上場会社の議決権の数と議決権代理行使受任（令第二条第九項第五号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数をいう。以下この号において同じ。）と当該議決権代理行使受任をするものを令第二条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに